



お客様の声

ペット保険に
入ってよかった!



なかちゃん 様
COCO ちゃん

以前、COCOが床に落ちたユリのつぼみを食べてしまいました。ユリはワンちゃん・ネコちゃんにとっては有毒!すぐに病院に連れて行き、そのまま1泊の入院。無事吐き出すことができました。その後何度か血液検査をし、腎臓の数値も正常になり安心しました。入院と2回の検査で合計約30,000円かかりましたが、保険のおかげで3割の9,000円の負担で済みました。アニコムの保険はいざという時のお守りです(^^)♪

あずさ 様
ロック ちゃん

見た目は健康そのものののに、1歳の健康診断のとき肝数値の異常が判明!様々な検査を受けましたが原因がわからず、原因不明の慢性肝炎として、定期的な血液検査と3日に1回の投薬が必要となっていました。保険に契約していたので、治療費を気にせず検査を受ける事ができました。現在も3~4ヶ月に1回、血液検査と処方薬で11,000円弱かかりますが保険のおかげで助かっています。



そらちゃんママ 様
そら ちゃん

良く食べ骨太で元気いっぱい!いつも活発なそらが8ヶ月の時のことです。食べ物欲しさにテーブルに向かってジャンプし、着地を誤り左前足を複雑骨折。1週間の入院と3度の手術、傷口の経過観察等の通院を経て完治までかかった治療費はびっくりするほど高額でしたが、70%プランに入っているおかげで負担は50万円程で済みました。もしもの時に入っていた保険があったからこそ治療に専念してあげられ、今では後遺症もなく、元気いっぱいです!



アニコム損保へのお問い合わせ・ご質問はこちら



<http://www.anicom-sompo.co.jp/>

あんしんサービスセンター

0800-888-8256

ご意見・苦情等はお客相談センターへ

0800-111-1091

受付時間：平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

- お申込みの際には必ず本「パンフレット兼重要事項説明書」をご覧ください、補償内容・保険金がお支払いできない場合等、ご理解・ご確認いただいた上でお申込みくださいますようお願いいたします。
- 本商品につきまして、代理店は保険契約の締結の媒介を行います。保険契約の締結は、お客様からの保険契約の申込みに対して、アニコム損害保険株式会社が承諾したときに締結されたものとして取扱い、このときをもって有効に成立します。

■引受保険会社



〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

アニコム損保のペット保険 どうぶつ健保

2018年4月改訂版

ペット保険
シェア **No.1**

※各社の2016年の契約件数から算出。
(株)富士経済発行「2017年ペット関連市場
マーケティング総覧」調査

団体扱・集団扱契約用 パンフレット兼重要事項説明書

この冊子は、ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
必ず最後までお読みください。

選べる2タイプ!

あなたのニーズに合わせてご自由にお選びください。

日々の通院から入院・手術まで
あんしんのガッチリ充実補償!

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
ふぁみりい

いざという時のための
入院・手術のみ補償!

アニコム損保のペット保険
どうぶつ健保
ぷち



お申込みいただける どうぶつと年齢



犬



猫

原則
ご継続は
終身OK!

7歳11ヶ月まで

※保険契約の始期日時点での満年齢

原則、健康体であることが条件です。

治療中のケガ・病気がある場合、「特定傷病除外特約」(そのケガ・病気をお支払いの対象外とする条件)をつけてお引受ができる場合もあります。ただし、一部の病気に罹患している(疑いを含む)場合、契約のお引受自体できませんのでご了承ください。詳しくは、「告知書」でご確認ください。

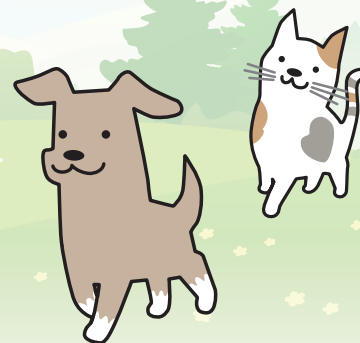
※家庭で飼養されている愛がん動物または伴侶動物が対象となります。
※事業用(繁殖用・興行用・闘争用・狩猟用等)の動物はご契約の対象となりません。



アニコム損害保険株式会社

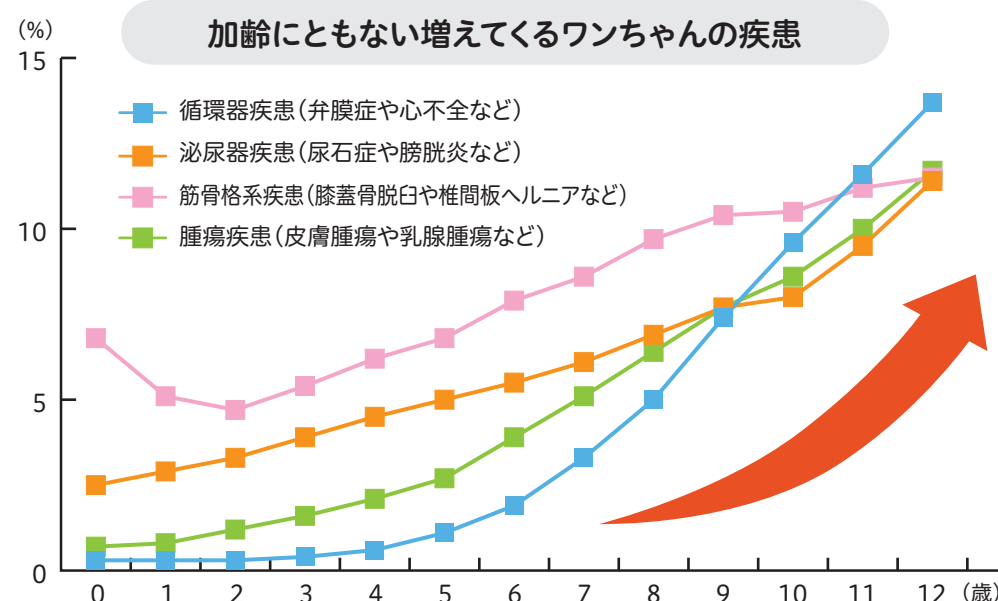
どうぶつさんだって ケガや病気をします。

今は元気いっぱいかもしれませんが、突然具合が悪くなったり…
走りまわってケガをしてしまったり…皮膚に炎症ができてしまったり…
どうぶつも人と同じように、ケガや病気をします。



年齢に応じて気をつけたいケガ・病気

年齢を重ねるにつれ、ケガ・病気の発症率が高くなる傾向にあります。



入院や手術が伴うと、こんなに高額に！

ワンちゃんが
「椎間板ヘルニア」で手術をしたら…



ワンちゃんが「腫瘍」で手術をしたら…



例 (※1)

手術を1回した場合 **283,600円**

手術を2回した場合
の合計額 **513,900円**

9歳になると、椎間板ヘルニアなどの筋骨格系疾患の罹患率は10.4%にもなります。つまり、10頭に1頭は筋骨格系疾患に罹る恐れがあります。(※2)

例 (※1)

手術を1回した場合 **92,700円**

手術を2回した場合
の合計額 **207,400円**

※金額はあくまでも一例であり、医療水準を案内するものではありません。
(※1) アニコム損保へのご請求の一例です。
(※2) 出典: アニコム家庭どうぶつ白書2017

だからこそ！「どうぶつ健保」 全国すべての動物病院での診療費が対象です。

公的な健康保険の制度がないどうぶつの
治療費は全額自己負担。
ペット保険の利用で金銭的不安なく
気軽に動物病院へ足を運んでいただけます。

選べる2タイプ！3つのプラン！

ふあみりい
70%プラン 50%プラン

ぷち
70%プラン

「どうぶつ健保」対応病院の場合

この「どうぶつ健康保険証」を
窓口で提示するだけで、
保険金の請求が完了！

「どうぶつ健保ふあみりい」のみ

※条件により、直接アニコム損保へ
ご請求いただく場合があります。



「どうぶつ健康保険証」のイメージです。



※診察を受ける前に、「どうぶつ健康保険証」をご提示ください。

対応病院の目印は緑のステッカーです！

対応病院数 **6,247** 病院
(2018年2月末時点)



対応病院の最新情報はコチラ！

アニコム損保対応病院検索

検索



「どうぶつ健保」未対応病院の場合

病院の窓口で一旦全額をお支払いいただき、アニコム損保へご請求ください。



約3分で完了！便利！
LINEから保険金請求ができます！
「どうぶつ健保ふあみりい」のみ



LINEをご利用できない場合は
アニコム損保へ、
書類をご送付ください。

※詳しくは、ご契約後にお届けする「ご契約のしおり(兼保険金請求方法のご案内)」、またはアニコム損保のホームページでご確認ください。

どうぶつのケガ・病気に対し、保険の対象となる
診療費の70%・50%を支払限度の範囲でお支払い。

お支払いする保険金は、保険対象外となる項目(予防費用等)を除いた診療費に支払割合を乗じた額となります。

ただし 1日(1回)あたりの支払限度額があります。
下表のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの1日(1回)あたりの支払限度額および限度日数(回数)を上限とします。

日々の通院から入院・手術まで
あんしんのガッチリ充実補償!

いざという時のための
入院・手術のみ補償!

補償内容		ふあみりい 70%プラン 支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	ふあみりい 50%プラン 支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)	ぶち 70%プラン 支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)
		1日あたり 最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は 20日までです。	1日あたり 最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は 20日までです。	通院は補償なし
補償内容	通院			
	入院	1日あたり 最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は 20日までです。	1日あたり 最高10,000円まで ※1年間にご利用できる日数は 20日までです。	1日あたり 最高14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は 20日までです。
	手術	1回あたり 最高140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回までです。	1回あたり 最高100,000円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回までです。	1回あたり 最高500,000円まで ※1年間にご利用できる回数は 2回までです。
オプション 「ペット賠償責任特約」		○	○	×
「どうぶつ健康保険証」 の発行				×
保険金請求方法	窓口での精算	○	○	×
	アニコム 損保へ 直接請求	○	○	×
	LINEで 請求 書類で 請求	○	○	○

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院(日帰り入院を含む)がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。
→例えば、8泊9日の入院中に手術を1回した場合は、入院9日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。
右記の「保険金の計算方法」をご確認ください。



保険金の計算方法 ふあみりい70%プランの場合

例 ワンちゃんが椎間板ヘルニアで入院! 8泊9日の入院+手術1回



ご注意

- 支払割合を掛けた金額が支払限度額を上回った場合は、支払限度の最高額までのお支払いとなります。

例 1日の入院で保険の対象が25,000円の場合

25,000円 × 70% = 17,500円

入院1日の支払限度額 14,000円まで

アニコム損保からお支払いする保険金は14,000円となります。

- ふあみりいにおいて、支払割合の変更は、継続時に限り行うことができます。保険期間の途中では変更できません。
- ふあみりいにおいて、継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、アニコム損保の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。
- 「どうぶつ健保ふあみりい」から「どうぶつ健保ぶち」への変更はできません。

保険金をお支払いできない主な場合があります。(一部抜粋)

既往症・先天性異常 等	●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等 ●後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常 等
妊娠・出産にかかわる費用 等	●交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたらなないもの 等	●去勢(停留睪丸による去勢を含む)、避妊手術 等 ●乳歯遺残、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア 等 ●歯石取り、過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)、肛門腺しぼり 等 ●耳掃除、爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、断耳、断尾 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	●ワクチン等の予防措置により予防できる病気
予防費用 等	●マイクロチップの装着費用 ●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等)
検査・代替医療 等	●健康診断費用、症状を伴わない血液検査・糞便検査費用 等 ●中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法 等
健康食品・医薬部外品 等	●動物病院で処方される療法食 等(ただし、入院中の食餌を除く) ●獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの ●持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー 等(薬用・医薬品を含む)
治療付帯費用 等	●時間外診療費、往診料、文書作成料 等 ●ペットホテルまたは預かり料 ●カウンセリング料、相談料、指導料 等 ●安楽死、遺体処置 等

※詳しくは重要事項説明書P7をご覧ください。



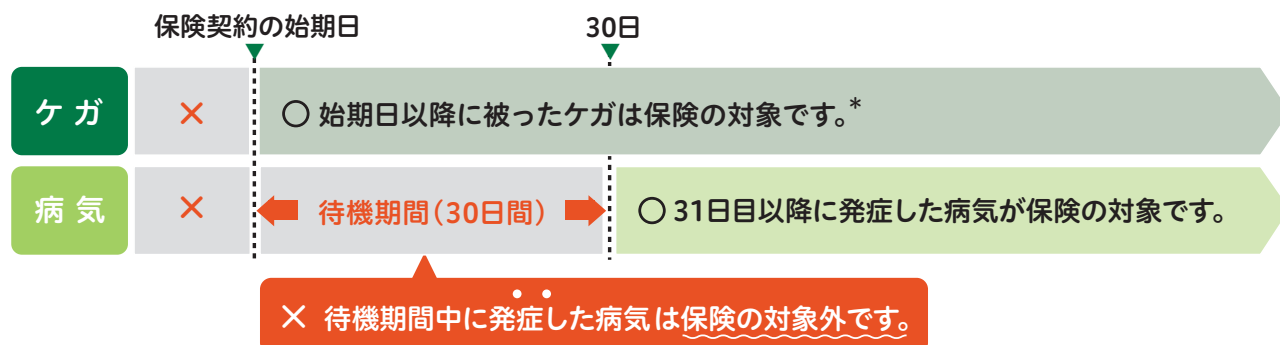
補償開始までのスケジュール

お申込日の1ヶ月後(翌月の同じ日*)の0時より補償開始！
初年度契約に限り、保険契約の始期日から30日間の待機期間があります。

*31日などで同じ日がない場合は翌々月1日

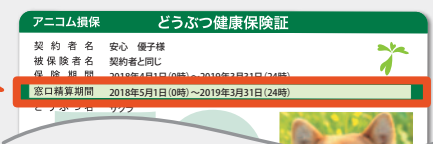


待機期間中に発症した病気は、待機期間終了後も保険の対象となりません。
※始期日前のケガ・病気は保険の対象となりません。



*待機期間中にケガを被り、診療を受けた場合、対応病院の窓口での精算はできませんので、直接アニコム損保へ保険金をご請求ください。

窓口精算が可能な期間は「どうぶつ健康保険証」でご確認いただけます。



団体扱・集団扱でご契約される方へ ご注意いただきたいこと

団体扱・集団扱契約は、該当の団体(企業体や官公署)・集団(生協や同一業種の組合等)に属している方であれば、一般扱契約よりも保険料が割安でご契約いただける制度です。
したがって、団体扱・集団扱の範囲から外れた場合には、すみやかに担当代理店にご連絡いただく必要があります。
具体的には以下の項目をご確認ください。



【企業体の団体扱でご契約の場合】



勤務先企業を退職された場合

【生協等の集団扱でご契約の場合】



生協を脱退、(または契約者の死亡・転居・契約者変更・離婚等)する場合

【団体扱・集団扱共通】



被保険者に別居の扶養親族を指定して契約し、その後扶養から外れた場合

〈例〉契約者：企業の従業員・生協組合員本人
被保険者：親元を離れ猫と暮らしてしている大学生の娘が、大学卒業後就職し、別居のまま扶養関係でなくなった。

どうぶつさんと一緒に楽しいひとときを！ 充実のサービスを多数取り揃えております。

元気 de ハッピー

どうぶつライフサポートサービス

JTBグループと提携して厳選した全国のペットと泊まれる宿・ホテルやカフェなどのサービス提供施設にて「どうぶつ健康保険証」をご提示いただくと、割引やプレゼントなどうれしい優待サービスが受けられます。

宿泊料金割引、入園料金20%OFF、
ワンドリンクサービスなど特典が盛りだくさん!!

▶ 詳しくはこちらから検索

どうぶつライフサポートサービス

検索



「どうぶつ健康保険証」を持って
一緒にお出かけしよう!



※「どうぶつ健保ぶち」のご契約者においては、「どうぶつ健康保険証」が発行されません。本サービスは対象外となりますのであらかじめご了承ください。

教えて! アニコム損保!

しつけ・健康相談サービス

獣医師やアニコムカウンセラーが、どうぶつに関する子育て相談や健康相談をお受けいたします。

電話でのしつけ・健康相談

【あんしんサービスセンター】0800-888-8256

受付時間 平日9:30～17:30 / 土日・祝日9:30～15:30
土日・祝日は予約のみ承り、実際のご相談は翌営業日以降となります。
※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

インターネットでのしつけ・健康相談

【教えて! アニコム損保! (しつけ・健康相談編)】

インターネット上でご相談いただけます。
※回答までのお時間は3営業日以内とさせていただきます。



迷子搜索サポートサービス

大切なお子様が迷子になったときは、搜索のためのご相談等をお受けします。また、迷子操作サポートマップ上での呼びかけ、および地域の迷子搜索隊への「迷子搜索依頼」のメール配信により、搜索のお手伝いをします。

※このサービスはアニコムパフェ株式会社が提供するサービスです。

迷子のご相談

【アニコムパフェ かえルン! ダイアル】0570-015-110

受付時間 平日9:30～17:30 / 土日・祝日9:30～15:30

迷子に関する情報

【迷子搜索サポートマップ】



どうぶつホットライン

LINE上で獣医師が皆さまのご相談にお答えいたします。病気や予防に関することから、しつけや食事などの身近な悩みまでお気軽にご相談ください。 受付時間 平日10:00～17:00



ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保ぷち」重要事項説明書

団体扱・集団扱用

この書面では、ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保ぷち」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)について説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、商品内容をご理解いただいた上でお申込みください。

●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、弊社ホームページをご覧ください。か代理店または弊社あんしんサービスセンターまでお問い合わせ願います。

マークのご説明

契約概要
注意喚起情報

商品内容をご理解いただくために必要な事項です。
ご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項です。

1 ご契約前にご確認くださいこと

1 商品の仕組み

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されている犬・猫のどうぶつ*1が、ケガ・病気*2によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。
*1 どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。
*2 ケガ・病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。

2 補償内容

●保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術*の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して保険金を支払います。
(1)ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
(2)保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること
支払われる保険金の計算方法はP8「引受条件」をご確認ください。
※「どうぶつ健保ぷち」の場合、通院の診療費は保険の対象となりません。

*各診療の形態について

通院	診療が必要な場合に、どうぶつを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
手術	診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

●保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしません。
※「どうぶつ健保ぷち」の場合、通院の診療費は保険の対象となりません。
※すべてを記載しておりませんので、「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

契約者・被保険者の行為によるもの	●契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じたケガ・病気 等
自然災害によるもの	●地震、噴火またはこれらによる津波(風水害等を含む)が原因で生じたケガ・病気
既往症・先天性異常 等	●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常 等 ●後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」または「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常 等
妊娠・出産にかかわる費用 等	●交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状およびケガ・病気 等
(保険制度運営上)ケガ・病気にあたるもの 等	●去勢(停留睪丸による去勢を含む)、避妊手術 等 ●乳歯遺残、停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア 等 ●歯石取り、肛門腺しぼり 等 ●耳掃除、爪切り(狼爪(ろうそう)の除去を含む)、断耳、断尾 等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	●ワクチン等の予防措置により予防できる病気(ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く)

予防費用 等	●マイクロチップの装着費用 ●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防 等) ※駆虫等の治療目的で予防薬を使用する場合であっても、持ち帰りは保険の対象外となります。
検査・代替医療 等	●健康診断費用、症状を伴わない血液検査・糞便検査費用 等 ●中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、酸素療法、理学療法(リハビリテーション)等代替療法、減感作療法 等
健康食品・医薬部外品 等	●動物病院で処方される療法食 等(ただし、入院中の食餌を除く) ●獣医師が処方する医薬品医療機器等法上の医薬品以外のもの(健康補助食品(サプリメント)、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品、日本で未承認の薬剤を輸入して処方された場合 等) ●持ち帰りのシャンプー、イヤークリーナー 等(薬用・医薬品を含む) ※承認されている消毒薬等の医薬品であっても、皮膚洗浄目的で使用される製品は、シャンプーとして保険の対象外となります。
治療付帯費用 等	●時間外診療費、往診料、文書作成料 等 ●ペットホテルまたは預かり料 ※治療中であっても契約者、被保険者都合のお預かりの場合は保険の対象外となります。 ●カウンセリング料、指導料 等 ●安楽死、遺体処置 等

など

3 主な特約とその概要

特 約 名	特 約 の 概 要
継続契約特約	すべてのご契約に適用される特約です。特段のお申し出がない限り満期後は、原則自動的に契約は継続されます。
団体扱・集団扱特約	集金契約に基づいて、お勤め先等の「団体」や「集団」が、保険料を給与引去または口座振替等の方法により集金する場合に適用されます。
入院および手術のみの支払特約(「どうぶつ健保ぷち」の場合)	保険金の支払対象を入院および手術に要した診療費に限定する保険契約を締結する場合に適用されます。
特定傷病除外特約	保険証券等に記載の特定のケガおよび病気・先天性異常に関する診療費を、保険金の支払いの対象としない場合に適用されます。
ペット賠償責任特約	別に定める特約保険料をお支払いいただくことにより適用されます。ご契約のどうぶつが起こした咬みつき、引っかき等の加害事故によって、他人の身体や財物に損害を与え、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、1事故につき保険証券等記載の支払限度額の範囲内で補償します。 ●1事故につき、3,000円を自己負担額とします。 ●保険金をお支払いできない主な場合 ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・どうぶつを使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 等 ※保険契約の途中での付帯、削除はできませんので継続時にお手続きください。 ※「どうぶつ健保ぷち」には付帯できません。

※詳しくは「ペット保険普通保険約款および特約」でご確認ください。

4 補償の重複

補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約に付帯される特約や弊社以外の保険契約を含む)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われません場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいた上で、お申込みください。

弊社の別の商品との重複契約の場合には、同一の診療費に対して、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われませんのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

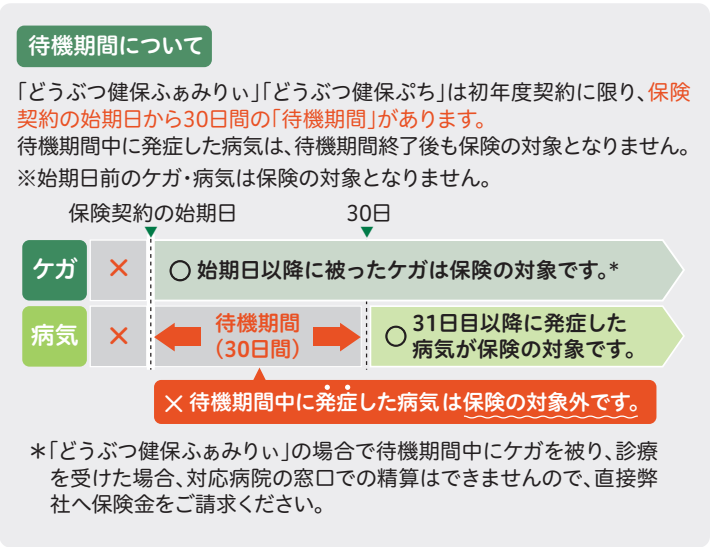
	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	入院および手術のみの支払特約(「どうぶつ健保ぷち」)	ペット保険(弊社の他のペット保険含む)(「どうぶつ健保ふぁみりい」 等)
2	ペット賠償責任特約	自動車保険等の個人賠償責任特約

5 保険期間と保険責任

保険期間は1年間となり、保険責任の始期および満期につきましては、次のとおりとなります。

告知書の告知欄 4および告知欄 5において、すべてが「ない」となる場合	申込日の1ヶ月後(翌月応当日)の0時より保険責任が発生します。(応当日がない場合は、申込日の翌々月1日0時) ※ただし、告知書の告知欄 2および告知欄 3において、1つでも「ある」となる場合は、「特定傷病除外特約」が適用され、特定のケガ・病気が保険金のお支払対象外となります。詳しくは告知書でご確認ください。
告知書の告知欄 4および告知欄 5において、1つでも「ある」となる場合	弊社における契約引受に関する審査(引受審査)が終了した日の、1ヶ月後(翌月応当日)の0時より保険責任が発生します。(応当日がない場合は、審査終了の翌々月1日0時)
「どうぶつ健保ふぁみりい」等を既にご契約いただいでおり、その継続契約として申込みをいただいた場合	既にご契約いただいている契約の満期日の翌日0時より、継続契約の保険責任が発生します。 ※この場合、待機期間は発生しません。
満期	始期日の1年後の応当日前日の24時 ただし応当日がない場合は、その月の末日の24時

初年度契約(2年目以降の継続契約を含みません。)に限り、病気が保険の対象とならない以下の待機期間があります。



6 引受条件

保険金の限度額について

ご契約のどうぶつのケガ・病気にに対し、保険の対象となる診療費に支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、次のとおり通院・入院・手術といった診療形態ごとの1日(1回)あたりの支払限度額および限度日数(回数)を上限とします。

	どうぶつ健保ふぁみりい		どうぶつ健保ぷち
	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 50% 支払限度額と限度日数(回数)	支払割合 70% 支払限度額と限度日数(回数)
通院	1日あたり最高 14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は20日までです。	1日あたり最高 10,000円まで	通院は補償なし
入院	1日あたり最高 14,000円まで ※1年間にご利用できる日数は20日までです。	1日あたり最高 10,000円まで	1日あたり最高 14,000円まで
手術	1回あたり最高 140,000円まで ※1年間にご利用できる回数は2回までです。	1回あたり最高 100,000円まで	1回あたり最高 500,000円まで

●支払割合の変更は、継続時に限り行うことができますが、保険期間の途中では変更できません。
●継続時に、支払割合の引き上げ(50%から70%へ変更)を希望される場合は、弊社の定める審査基準において審査をさせていただきます。審査結果により支払割合を70%へ変更できない場合があります。

- 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。
- 入院日数のカウント方法は、例えば2泊3日であれば入院3日となります。
- 手術は通院もしくは入院(日帰り入院を含む)がセットとなり、それぞれ上記支払限度額が適用されます。→例えば、2泊3日の入院中に手術を1回した場合は、入院3日に手術1回の支払限度額を合算して適用します。

7 保険料に関する事項

●保険料はどうぶつの種類・品種・年齢および支払割合より決定されます。また、保険料は、契約時点での基本保険料です。2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。満期前に書面にてご案内いたしますのでご確認ください。

2 ご契約時にご確認いただきたいこと

1 クーリングオフ制度(契約申込みの撤回等について)

弊社ではクーリングオフのお手続きを次のとおり受付けております。

- (1)お手続き期間／「お客様がご契約を申込まれた日」または「締結前交付書面としての重要事項説明書を受領された日」のいずれか遅い日を起算日として8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2)クーリングオフされる場合／はがきに以下の必要事項をご記入の上、上記期間内(8日以内の消印有効)に必ず郵便にてご通知ください。なお、ご契約を申込まれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできません。
- (3)保険料の返還／クーリングオフされた場合は、既にお支払いになった保険料をお客様に返還します。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

記入必須事項

① ご契約をクーリングオフする旨の記載 (例) 下記の保険契約をクーリングオフします。	② 契約者の住所、氏名、捺印もしくはフルネームサイン、電話番号	③ 申込日	④ ご契約を申込まれた保険の内容・証券番号、どうぶつの種類と品種	⑤ ご契約を申込まれた弊社代理店名
業務管理課 クーリングオフ係 行 アニコム損害保険株式会社 〒160-0811 東京都新宿区西新宿8-17-1 1階				

クーリングオフのお申し出時点で、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

2 ご契約者および被保険者

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

ご契約者	ご契約の申込みをする方をいい、保険料を支払う義務のある方をいいます。なお、団体扱・集団扱特約を適用してご契約いただけるのは、お勤め先等の団体や集団と弊社との間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、かつ、ご契約者が以下の範囲に該当する場合に限られます。詳しくは代理店までお問い合わせください。 (1) 団体扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 企業等の団体に勤務し、毎月給与との支払いを受けている方を原則としますが、団体によっては、系列会社の社員の方および団体の退職者の方も団体扱の対象とすることができます。お勤め先が系列会社に含まれるか否か等は、代理店にご確認の上お申込みください。 (2) 集団扱によるご契約が可能であるご契約者の範囲 ① 集団の構成員の方 ② 集団の構成員の役職員の方 なお、集団ご自身および集団の役職員の方につきましても、集団扱の対象とすることができます。詳しくは、代理店にご確認の上お申込みください。
記名被保険者	申込書の記名被保険者欄に名前のある方をいい、次のいずれかの方が記名被保険者となります。 ① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ ご契約者または配偶者の別居の扶養親族
被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、上記の記名被保険者に加え、次の方が被保険者となります。ただし、ペット賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 記名被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

ご注意 保険期間中に上記の条件にあてはまらなかった場合は、すみやかに代理店へお申し出ください。

ご契約者および被保険者は**反社会的勢力に該当しないことが申込条件です**。
保険契約者、被保険者が次の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合には、ペット保険普通保険約款に基づき、保険契約は解除されます。
①暴力団 ②暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業その他反社会的勢力

3 告知義務等

お客様には、ご契約時に弊社が告知を求めた以下の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがあります。特に以下のような事項については十分にご注意願います。

- (1) ご契約のどうぶつの種類、品種、体重(混血犬(ミックス犬)の場合)、保険契約の始期日時点での満年齢
- (2) ご契約のどうぶつの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態(健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件でお引受できる場合や、契約のお引受ができない場合があります。)
- (3) 他のペット保険契約等の有無 など

ご注意 ご契約者の住所などを変更される場合にも弊社にご通知ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内が滞る場合があります。

4 保険料の支払方法・払込方法

- 支払方法
(1) 団体扱契約…お勤め先等による給与引去または口座振替でのお支払いとなります。
(2) 集団扱契約…口座振替でのお支払いとなります。
- 払込方法(団体扱契約・集団扱契約共通)
年払(保険料の全額を1回で払い込み)と月払(12分割して払い込み)があります。※月払の基本保険料は、年払の基本保険料(一括割引(3%)適用前の額)を12分割したものです。(10円未満四捨五入)

5 保険料をお支払いいただくスケジュール

保険契約の始期月の翌々月より給与引去または口座振替が開始となります。
(例) 10月1日が始期日の場合

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
年払	—	—	$\frac{1}{12}$	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
月払	—	—	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

ご注意 保険料のお支払いが遅れた場合
万が一、スケジュールどおり保険料をお支払いいただけない場合は、始期日より後であっても、保険料のお支払い前にどうぶつが被ったケガ・病気による診療費に対し、保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。ただし、集金契約に定めるところにより、お勤め先等の団体や集団を経て払い込まれる場合を除きます。

6 保険料の払込期日

保険証券等でご確認いただいた上で、払込期日までに保険料を払い込みください。なお、払込期日は次のとおりです。

保険料の支払方法	年払保険料および 初回の月払保険料の払込期日	第2回目以降の 月払保険料の払込期日
給与引去	保険契約締結後、団体が保険料控除手続きを行い得る最初の給与支払日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の給与支払日が属する月の翌月以降 毎月の給与支払日
□口座振替	保険契約締結後、団体または集団が保険料の口座振替を行い得る最初の口座振替日 ※ご契約者が直接弊社に払い込む場合は、保険契約締結の時とします。	左記の払込期日が属する月の翌月以降 毎月の口座振替日

3 ご契約後にご確認いただきたいこと

1 解約と返還保険料

ご契約を解約される場合は弊社までお申し出ください。解約の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	未経過期間に対応する分の月払保険料は請求しません。 ただし、既経過期間に対応する月払保険料のうち払い込みをいただいていない保険料がある場合は、その分を請求します。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 保険料の払込方法が月払の場合、解約された月の翌月以降も引落としが発生することがあります。

2 契約の失効

ご契約のどうぶつが死亡した場合は、保険契約は失効となりますので、弊社までお申し出ください。この場合の返還保険料は下表のとおりです。

年 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × 未経過期間に対応する日割
月 払	次の計算式にて算出される返還保険料を、ご契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (月払保険料 × 1/2) × 既経過期間に対応する日割

3 重要 団体扱・集団扱特約が失効した場合の未払込保険料(月払)

以下の理由等により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合は、保険料全額から既に払い込まれた月払保険料の全額を差し引いた未払込保険料の全額を、未払込保険料の払込猶予期日までに、団体や集団を経ずに一括して弊社に払い込みください。

- 退職等によりご契約者が団体の役職員でなくなった場合
- ご契約者が集団の構成員でなくなった場合
- 団体や集団と弊社の間で交わしている「保険料集金に関する契約書」に定められたご契約者の人数に不足する場合
- 口座振替方式で、2回連続して振替不能となった場合 など

4 重大な事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者が保険金を支払わせる目的で契約どうぶつにケガ等をさせた場合
- (2) 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 上記のほか、(1)から(3)と同等に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5 ペット賠償責任特約を適用したご契約の場合

事故が起こった時の手続きについて

ご契約のどうぶつが他人に咬みついたり引っかかりたりする等の事故が発生した場合は、すみやかに弊社までご連絡ください。
事故にかかわる相手方との示談交渉は、必ず事前に弊社へご相談の上進めてください。ご不明な点は、直接弊社までお問い合わせください。

4 その他 ご注意いただきたいこと

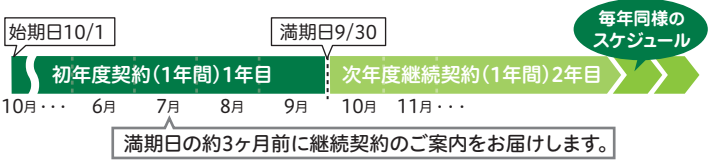
1 重要 2年目以降のご契約継続について

弊社の商品の保険期間は1年間ですが、ご契約には「継続契約特約」が適用されていますので、解約等のお申し出がない限り満期後は、原則ご契約は自動的に継続となり、終身ご継続いただけます。

ご注意 ・ご契約者または弊社より別段の意思表示があった場合には、ご契約は継続となりません。
・自動的にご契約が継続とならない場合や、商品改定により保険料、補償内容などが変更となる場合があります。

お手続きについて

- 満期日の約3ヶ月前に次年度の継続契約のご案内をお届けしますので、契約内容の変更がある場合や、継続を希望されない場合等は、その際に必ずお申し出ください。お申し出がない場合、ご契約プラン、支払方法、払込方法、ペット賠償責任特約の有無等を前年のご契約と同条件でお引受します。



継続時の保険料について

- 2年目以降は、どうぶつの年齢が1歳上がるごとに基本保険料も原則、ご契約継続の時点で毎年上がります。
- 始期日時点での年齢が満0歳の混血犬(ミックス犬)は、次年度の継続契約のご案内前に体重確認をさせていただき、申告体重に基づき次年度の保険料をご案内いたします。

多頭割引について(「どうぶつ健保ふぁみりい」のみ)

- 次年度の継続契約手続き時に改めて契約頭数を確認の上、適用します。※「どうぶつ健保ぶち」には適用しません。

健康割増引制度について(「どうぶつ健保ふぁみりい」のみ)

保険の利用状況によって割増引を適用します。割増引率と判定期間については以下のとおりとなります。
※「どうぶつ健保ぶち」には適用しません。

通院・入院日数 ／手術回数	0回	1～5回	6～19回	20～39回	40回以上
割増引率	10%割引	5%割引	割増引なし	20%割増	50%割増

- 回数のカウント方法
(・対応病院の窓口で精算した場合：保険を利用した診療日
・弊社へ直接保険金を請求した場合：弊社にて請求を受付けた日
が判定期間に含まれている場合、通院1日、入院1日、手術1回をそれぞれ1回としてカウントします。
(例1) 入院2泊3日の間に手術1回となった場合は、4回とカウントします。
(例2) 同日に2回通院した場合は、1回とカウントします。

ホームページでのお問い合わせは

お電話でのお問い合わせは

商品案内(あんしんサービスセンター)

意見・苦情(お客様相談センター)

http://www.anicom-sompo.co.jp/

0800-888-8256

0800-111-1091

受付時間：平 日 9:30～17:30
土日・祝日 9:30～15:30

※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

弊社とは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル(有料) 0570-022808

受付時間：平日 9:15～17:00(12月30日～1月4日を除く)
IP電話からは 03-4332-5241

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

◆ 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社およびアニコムグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、以下(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とす

※左記の割増引率は将来変更となる場合があります。実際に適用となる割増引率については、「継続契約申込書」でご確認ください。

ご注意 保険金が支払われた場合は、支払の取下げをお受けできませんのでご了承ください。

2 保険金の請求について

直接弊社へ保険金を請求する際は、保険金の請求に必要な書類を診療日(入院の場合は退院日)から30日以内にご提出ください。
「どうぶつ健保ふぁみりい」において、「どうぶつ健保」対応病院にて「どうぶつ健康保険証」を提示して診療を受けられた場合は、被保険者等に代わってその対応病院が弊社へ保険金を請求、受領することとなります。

3 保険金をお支払いする時期

直接弊社へ保険金を請求された場合、請求に必要な事項が記載されたすべての書類が到着した日から、その日を含めて30日以内に被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いにあたり30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

4 「保険証券」の発行について

保険契約の締結時の書面として、「ご契約内容のお知らせ 兼 意向確認書(控)」・「どうぶつ健康保険証」をお届けします。また、マイページから「Web保険証券」の閲覧・ダウンロードもできます。
※保険証券の発行が必要な方は弊社までお申し出ください。
※「どうぶつ健保ぶち」の場合、「どうぶつ健康保険証」は発行されません。

5 保険料控除について

保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

6 満期返れい金・契約者配当金に関する事項

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

7 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社である弊社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
このペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保ぶち」は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、万が一弊社が経営破綻した場合の保険金、返還保険料は原則として80%(経営破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故にかかると保険金は100%)補償されます。

るために、個人情報を他の損害保険会社(少額短期保険業者を含みます。)または、日本損害保険協会等と共同して利用すること
(3) 弊社とアニコムグループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
(4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
弊社およびアニコムグループ各社における個人情報の取扱い、アニコムグループ各社の範囲、アニコムグループ内における個人情報の管理責任者および各種商品やサービスの一覧などについての詳細は、弊社ホームページ(http://www.anicom-sompo.co.jp/)をご覧ください。

9

10